




よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等における情報連携が可能になる予定であり、さまざまなメリットをもたらします。


<h3>国民の利便性の向上</h3> <p>社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります。</p> <p>事前の書類取得の必要なし！</p> <p>情報を窓口側で照会 健康保険組合 市区町村</p> 	<h3>行政の効率化</h3> <p>行政手続きが、早く正確になります。</p> <p>災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。</p> <p>各機関で作業の無駄が削減され、手続きがスムーズに！</p> <p>被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します！</p> 	<h3>公平・公正な社会の実現</h3> <p>適正・公平な課税を実現します。</p> <p>年金などの社会保障を確実に給付します。</p> <p>所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。</p> <p>未払い・不正受給を解決します。</p> 
--	---	---

この2つで、さらに便利に！

個人番号カード

市区町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付き IC カードです。

※ICチップの電子証明書では、マイナンバーを使用していません。



マイナポータル


自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。

平成 29 年 1 月 開設予定

※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定。

将来的には、こんな活用方法も検討されています。

- ・予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得！
- ・引越などの複数の届出が、パソコンでまとめてできる！



- 取得可能な情報（予定）
- ・年金など、各種社会保険料の支払い状況
 - ・行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
 - ・制度改定などのお知らせ
 - ・受け取ることのできる各種給付のご案内

10月30日から、町民の皆様にマイナンバー（個人番号）が順次通知されます。

- ・町民の皆様に、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、来年1月から役場または大津支所の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

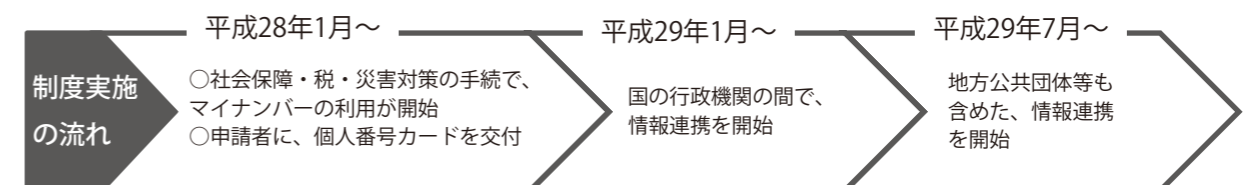


個人情報は一元管理されず、複数の機関間における情報連携には個人番号を使用しないため、個人番号から芋づる式に個人情報が抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバー制度では、個人情報が同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は役場に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理されます。また、役所の間で情報をやり取りする情報連携の際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、例え一か所での漏えいがあったとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

制度実施の流れ



(参考) 法人には、平成27年10月から法人番号が通知されます。

マイナンバー・法人番号の詳細はこちら

- 内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページ
[マイナンバー](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html) で検索 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)
- マイナンバーコールセンター
 ☎：0570-20-0178（外国語は0570-20-0291）
 ・平日9時30分から17時30分
 ・平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を22時まで延長し、年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設

通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせについてはこちら

- 個人番号カードコールセンター
 ☎：0570-783-578（一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250へ）
 ・平日8時30分～22時00分（平成28年4月1日以降 平日8時30分～17時30分）
 ・土日祝9時30分～17時30分（平成28年3月31日まで）
 ・年末年始を除く
 ・個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付け（平成28年1月～）